

## 令和5年度大阪府サービス管理責任者等基礎研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号1）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

### 2. 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

※令和5年2月27日第135回社会保障審議会障害者部会における検討課題 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428\\_00062.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00062.html)) につきまして、令和5年6月頃にサービス管理責任者等研修制度に関する告示を改正及び施行予定ですが、**本研修については告示・施行前に募集を開始することから適用外となります。** 予めご了承ください。

※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修」を受講された方は、受講する必要はありません。

※下表の実務経験年数に満たない場合は、申込書を受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の担当部局にお問い合わせください。

### 【ご注意ください】

- ・当研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程の2つの研修を修了後（どちらを先に修了されても構いません。）、2年以上の相談支援業務及び直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。

#### (1) サービス管理責任者研修

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

(2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間の予定は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)
募集期間	令和5年4月28日から令和5年5月15日まで	令和5年6月28日～7月18日	令和5年9月5日～20日
研修期間	令和5年8月10日から令和5年9月29日まで Web配信による講義6時間程度と演習2日間	令和5年10月中旬～12月22日	令和5年12月20日 ～令和6年2月28日

4. 研修日時・場所

当研修は、下表のとおりの日時、場所、定員で開催します。

- ・全体講義は、講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。(準備できない場合は別途、事務局へご相談ください)
- ・配信方法等詳細については、受講決定時にお送りする受講決定通知書に記載します。
- ・講義映像視聴後、講義についてのレポート等と事前課題を作成し、演習日に提出いただきます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください。

(他の研修等と重なっている場合は、申込時に別途ご相談ください。)

日程	A日程	B日程	C日程	D日程	E日程	F日程
定員	612名 (A・B・J・K 各48名・C～I 各60名)					
全体講義 1日目	講義映像をWeb配信 (配信期間: 8月10日(木)～8月16日(水))					
【日程別 講義・演習】 2日目	令和5年 8月22日(火) 10:00～16:30 千里ライフ サイエンスセンター	令和5年 8月24日(木) 10:00～16:30 千里ライフ サイエンスセンター	令和5年 8月29日(火) 10:00～16:30 シキボウホール	令和5年 8月31日(木) 10:00～16:30 シキボウホール	令和5年 9月5日(火) 10:00～16:30 シキボウホール	令和5年 9月7日(木) 10:00～16:30 シキボウホール
【日程別 講義・演習】 3日目	令和5年 8月23日(水) 10:00～16:30 千里ライフ サイエンスセンター	令和5年 8月25日(金) 10:00～16:30 千里ライフ サイエンスセンター	令和5年 8月30日(水) 10:00～16:30 シキボウホール	令和5年 9月1日(金) 10:00～16:30 シキボウホール	令和5年 9月6日(水) 10:00～16:30 シキボウホール	令和5年 9月8日(金) 10:00～16:30 シキボウホール

日程	G日程	H日程	I日程	J日程	K日程	
【日程別 講義・演 習】 2日目	令和5年 9月12日(火) 10:00~16:30 大阪私学会館	令和5年 9月14日(木) 10:00~16:30 大阪私学会館	令和5年 9月20日(水) 10:00~16:30 大阪私学会館	令和5年 9月26日(火) 10:00~16:30 千里ライフ サイエンスセンター	令和5年 9月28日(木) 10:00~16:30 千里ライフ サイエンスセンター	
【日程別 講義・演 習】 3日目	令和5年 9月13日(水) 10:00~16:30 大阪私学会館	令和5年 9月15日(金) 10:00~16:30 大阪私学会館	令和5年 9月21日(木) 10:00~16:30 大阪私学会館	令和5年 9月27日(水) 10:00~16:30 千里ライフ サイエンスセンター	令和5年 9月29日(金) 10:00~16:30 千里ライフ サイエンスセンター	

※実施時間は予定です。変更する場合がありますのでご了承ください。

【場所】演習会場 (A・B・J・K 日程)

千里ライフサイエンスセンター 千里ルームA

大阪府豊中市新千里東町1丁目4-2

【北大阪急行千里中央駅徒歩1分、大阪モノレール千里中央駅徒歩5分

(C~F 日程)

シキボウホール 7階大ホール

大阪府大阪市中央区備後町3丁目2番6号

【地下鉄御堂筋線「本町」駅下車徒歩約5分】

(G~I 日程)

大阪私学会館 4階講堂

大阪府大阪市都島区網島町6-20

【JR 環状線・東西線・大阪メトロ長堀鶴見緑地線・京阪電車「京橋」駅下車徒歩約12分】

## 5. 受講費用 : 27,000円(税込)

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定通知書に同封して送付いたします。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控」等をもって、領収証にかえさせていただきます。  
※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

## 6. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たしていただく必要があります。
  - \*Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出(演習初日に持参)
  - \*2日間の講義・演習を全て受講
  - \*演習前の事前課題の提出
- ・研修当日、受講者本人であることを確認するために運転免許証等の提示をお願いしますので、研修当日は受講者本人であることを証明できるものをお持ちください。万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合、演習前の事前課題の提出がない場合は研修修了とみなしません。

その他、受講態度が著しく不良(途中退席、居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など)の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

## 7. 申込み方法・受付について

①「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」〈別紙1〉を当法人HPよりダウンロードして必要事項を記入

サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦（推薦が無い場合も申し込み可）

※「推薦」がある方は、記入・公印押印済後の用紙をPDF・JPEG等にデータ化

（ファイル名を、「申込者名ー推薦書」と変更してください。）

※「推薦」がない方は、ご署名のみの用紙をPDF・JPEG等にデータ化

（ファイル名を、「申込者名ー推薦書」と変更してください。）

②当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信

※受講推薦書については、申込フォームにデータを添付

※入力もれや書類に不備があった場合、申込受付ができません。

**受付締切日時：令和5年5月15日（月）16：30**

※申込フォームによる申込ができない方は、別途ご相談ください。

【研修に関するお問い合わせ】

TEL：072-724-8167 FAX：072-724-8165

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 OSJ 研修・研究センターホームページ内

サービス管理責任者等研修の「問い合わせフォーム」よりお願いします。

※先着順ではございません。また、期日を過ぎた場合の受付は一切いたしません。

※添付にてご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

## 8. 受講決定及び通知について

• 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、先に大阪府内の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に従事予定の受講申込者を受講決定します。

• 受講者選考は、受講申込者が事業所に従事される状況に基づき決定するものです。

「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、申込フォームに入力してください。

• 法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認の上、別紙1「推薦書」に記入し、法人（会社）または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。

なお、配置予定の法人・事業所から推薦が得られない場合は「理由欄」にチェック・入力してください。

※受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取り下げとなり、個人申し込みの扱いとなります。

※受講決定の可否については、郵送にてお知らせいたします。電話・メールでの問い合わせについては、一切お答えできませんので、ご了承ください。

※受講決定通知は6月20日（火）頃までに郵送にて発送予定です。

6日30日（金）までに届かない場合のみ、研修事務局にお問合せください。

## 9. 受講決定おける優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋

- ①【基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に**人員基準を満たすため**、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定のもの】

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、受講申込者が当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たすもの

- ②【基礎研修修了後、**厚生労働省が定める配置基準が1人の事業所において**、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早いもの】

当該年度の基礎研修を修了後、2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早いもの（**令和5年度以降**の落選回数を加味する。）

- ③【交代要員】

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとするもの

- ④【その他】

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

（注）受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。